沖電気の職場を明るくする会 03-6450-1777 電機労働者懇談会気付け 労働相談は080-4157-4668

沖電気・通信システム工場(本庄)派遣社員解雇事件

遣先に要望などしてきた。

派遣元・派遣先が そのうえの解雇

てきた被害者は職場の環境改善など派

沖電気の2つの職場で3年超 4年9月20日に雇止め(解

業務連絡からも外さ

との理由で1

ラ被害者・

(派遣元)

が

て

ぉ

の派遣会社からの

構成 遣

す

る

遣ス

タ

ÿ σ

になっ

て

ಶ್ಠ

2 0 クを

めさせてや

沖電気

本庄地区

職場内外で支援・共感の輪広がる

金子直樹さん (労働弁護団)

派遣社員の苦情を適切 に対応できない企業に責任

派遣は臨時的・一時的という原則 を蔑ろにし、派遣社員が増加し、 トラブルも増加しています。苦情 処理は、派遣元と派遣先が連携を 取り、誠意をもって迅速かつ適切 な処置をはかることが義務つけら れています。派遣先・ 派遣元の 責任が問われます。

· ・ 夫が沖電気ではたらく主婦

社員から派遣社員への 置き換えが原因の事件 ですね。

沖電気では人件費削減のため正社 員を減らし、非正規が急増している と聞きました。沖電気の労働組合も 助けてあげないのですね。正規と非 正規の格差をなくすことが必要では ないのでしょうか。

沖電気の

正社員 コンプライアンス・

法令遵守の欠如が問題だ

特別号

3

5

年

OKIグループに働く全ての社員 (派遣含む)に適用させる行動規範には、 人権の尊重や働きやすい職場環境づくりも 挙げられている。企業の社会的責任 (C S R)を徹底するために委員会も設けられ、 通報・相談窓口も設置されている。非正規 社員の人権が軽視された事件で、解雇は撤 回すべきだ。(本庄勤務)

被害者と同じ職場で

働いた同僚

パワハラが止まない職場 で働く自信がなく辞めた。

今回の事件で沖電気が職場全員(1 0人の派遣社員)の事情聴取を行い ました。私は、被害者にパワハラが 行われていたことを証言しました。 同時に退職を伝えました。

2500 70.0% 59.8% 60.0% 2000 ━━派遣社員割合 1950 50.0% 1500 40.0% 30.0% 1000 20.0% 312 500 10.0% 0.0% 2012

の解雇後沖電気は非正規だけの職場をなくすな

たがKさんの解雇は

沖電気と沖プロサー

の社会的責任を果たすことが求め

職場環境の改善に努めずは、パワハラ被害者

の9カ月間で4割強が退職するなど、

職場環境

さん

動職場では、

全員が派遣社員で1

4年

1月から

生産は派遣労働者で」 苦情」に充分に対応せず、

の会社施策で、

) の 夜

契約社員数の50人超は加算されていない。

正社員数は有価証券報告書や新入社員数から推測。本庄地区(通信シス テム + EMS)。派遣社員数は沖電気の職場を明るくする会調べ。

職場新聞「あすなろ」は沖電気の職場新聞として1986年に発刊しました。「会」は「安心して人間らしく働ける職場」を願って創られました。

の待遇

年休の半日単位の取得の実現を!

契約社員には、半休制度がないのか納得が 半日 (半休) で取得できる制度がありませ 日で済む用事もあり、従業員の要求があっ 電気に直接雇用されている契約社員には、 て実現した半休制度です。 いかない」という声も聞かれています。半 の半日取得が認められています。 「派遣社員就業規則」では、 沖グループの派遣会社沖プロサーブの 「なぜ、 沖電気に直接雇用されている 年次有給休暇 一方沖

(2015年)

208.840

224.500

229,500

233.000

職給鎖

1,347

1,449

1.481

1,503

金額

用者が同意すれば半日単位で年休を取得す 数多く聞こえてきます。 すくするためにも、制度化を要望する声は ることができるとされています。 労働省通達では、 労働者が希望し、使 取得しや

沖電気の年齢別

158.500

163,930

177.500

193,170

ተ轍

18歳

20歳

25歳

ともに働くパ 待遇の改善を!

ません。 較をすると日数は少なく賃金の保障はあり 忌引き休暇制度はあっても、 正社員と比

の保障がありません。 退職金制度はありません。 将来に対して

遇の改善に努めています。

OKI本体で、

40%を超える非正規社

善が自らの企業の発展につながるとして処

多くの企業が非正規社員の労働条件の改

としての扱いと言えるでしょうか。

沖を支えてきた「職場の働く

トナー

月の賃金にも満たない。 年齢別最低賃金が適用されてないため、 一時金の支給はあってもほとんどが一ヵ

員(臨時・契約社員)の労働条件の格差の

改善を進めることが求められています

賃金格差は広がったまま

沖電気に働く全ての社員(契約 せましょう。

1.023

1.058

1.145

) 時は経算は155時間で除す

40歳は1449円

年齡

35歳

40歳

最低賃金(正規社員労組の労使協定)を適用さ

雇用不安の解消と雇用の安定を

契約更新時に、上限をきめることは 労働契約法の趣旨に反する

うだけでは、 行為が繰り返されています。ただ単に、契約 契約法が整備をされ2年がたちます。 ります。 企業の法令順守・社会的責任が問わ うのが法の趣旨です。 社員が働いている部署で仕事が薄くなるとい を決める」という労働契約法の趣旨に反する れています。 守ることに努力をしたかが問われることにな では、契約社員の契約更新時に「更新の上限 労働者の保護と雇用の安定のために、 雇い止めをしてはならないとい 会社が、最大限雇用を 沖電気 労働

労働契約法

第18条 無期労働契約への転換

としての採用) の定めのない労働契約に転換できる (正社員 超えたときは、 有期労働契約が反復更新されて通算5年を 労働者の申込みにより、

第19条 雇い止め法理の法定化

ど実質的には、 契約更新が何度も行われ、長期雇用の場合な 間が満了したという理由だけで雇い止めでき ないことが法律に規定されました。 簡単には解雇を認めないというルー 無期労働契約であり、 契約期 ルで